

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に当たって、本人確認書類として個人番号カード又は国民年金手帳を用いる場合の留意事項等

1. 本人確認書類として個人番号カードを用いる場合の留意事項等

(1) 個人番号カードについて

- 平成 28 年 1 月 1 日以降、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードを本人確認書類として用いることができるとなりましたが、番号利用法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、番号利用法第 15 条及び第 20 条に基づき原則として禁止されています。
- 本人確認書類として顧客等から個人番号カードの提示を受けた場合には、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないようにしてください。
- 個人番号カードの写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、個人番号カードの表面の写しのみの送付を受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しの送付を受ける必要はありません。仮に個人番号カードの裏面の写しの送付を受けた際には、当該裏面の部分を復元できないようにして廃棄したり、個人番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。
- 個人番号カードが本人確認書類として用いられた場合における、確認記録の記録事項については、個人番号以外の事項（例えば、発行者や有効期間）を記載することとなります。

(2) 通知カード等について

- 番号利用法第 7 条第 1 項に規定する通知カードについては、本人確認書類等として用いることはできません。
- 通知カード以外の表面に個人番号が記載されている書類（住民票の写し等）の取扱いについては、個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。

2. 本人確認書類として国民年金手帳を用いる場合の留意事項等

(1) 本人特定事項の確認の際の留意事項について

- 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 108 条の 4 により基礎年金番号の告知を求めること等が禁止されています。犯罪収益移転防止法の規定のとおり事務を処

理している場合には、直ちにこれらの規定に反するものではないと考えられますが、基礎年金番号の取扱いについてはこの規定の趣旨を踏まえた対応が必要です。

- 本人確認書類として国民年金手帳の提示を受けた場合、基礎年金番号を書き写すことのないようお願いいたします。また、当該年金手帳の写しをとる際には、当該写しの基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で確認記録に添付するようお願いいたします。
- 国民年金手帳の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、あらかじめ顧客等から基礎年金番号部分にマスキングを施した写しの送付を受けるか、又は基礎年金番号部分にマスキングが施されていない写しについては基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付するようお願いいたします。
- 国民年金手帳が本人確認書類として用いられた場合における、確認記録の記録事項については、基礎年金番号以外の事項（例えば、交付年月日等の国民年金手帳に記載されている事項）を記載すれば足ります。

（２）年金手帳を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として国民年金手帳を用いる際の留意点を記載する場合には、基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないようにしてください。